

インド洋会議 2018（於：ハノイ）

中根外務副大臣スピーチ

2018年8月28日

1. 冒頭

まず始めに、インド財団はじめアジアを代表するシンクタンクの共催による「インド洋会議2018」に招待いただき感謝します。我が国が3年続けて本会議に出席できていることを嬉しく思います。

ベトナムは、南シナ海の重要な海上航路に面しており、また、インド洋と太平洋を結ぶメコン地域の東の玄関口に位置します。また、昨年はAPEC議長国を務め、2020年にはASEAN議長国を務める予定であり、国際社会での存在感を高めています。このベトナムで今般の会議が開催されることは、極めて時宜を得たものと考えます。

2. 自由で開かれたインド太平洋戦略

昨年この会議で、日本から自由で開かれたインド太平洋の重要性を説明しました。今日、太平洋とインド洋の「二つの大洋」、さらにはアジアとアフリカの「二つの大陸」はその連関をますます強め、従来の地理的境界を越えた「インド太平洋」がより実感されています。「インド太平洋」で法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化し、この地域をいずれの国にも分け隔てなく安定と繁栄をもたらす「国際公共財」とし、地域全体の平和と繁栄を確保していかなければなりません。日本は本コンセプトにおいて包括性、包摂性、透明性、ASEANの中心性と一体性を基本原則として掲げており、その考えに賛同していただけるのであれば、「二つの大洋」の結節点に位置するASEANやインド洋を擁するインドは当然のこと、中国を含む国々と協力していけると考えています。

(1) 法の支配

そのためには、第一に、航行・上空飛行の自由、紛争の平和的な解決を含む法の支配を維持・強化することが重要です。本年クアン国家主席が訪日した際の安倍総理との会談でも、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋地域の重要性が改めて確認されました。

この点、特に海洋、より具体的には、南シナ海において、対話を通じ国際法を尊重した紛争の解決ではなく、力を背景とした一方的な現状変更の試みが見られることに深刻な懸念を共有します。こうした行為は、航行の自由を損ないかねないものであり強く反対します。関係国が、紛争の平和的解決に取り組むよう要請します。その上で、南シナ海行動規範(COC)の交渉のような取組が、現場の非軍事化と平和で開かれた南シナ海に繋がることを期待します。

先のEAS参加国外相会議の議長声明においても、南シナ海について、信用及び信頼を損ない、緊張を高め、地域の平

和、安全保障及び安定を損なう埋め立てや活動に対する懸念に言及すると共に、国連海洋法条約（UNCLOS）を含む国際法に基づく紛争の平和的解決及び非軍事化と自製の重要性が強調されました。このように南シナ海における法の支配の貫徹は、地域全体が強く希望するものです。

（２） 経済的繁栄

第二に、ベトナムが議長国を務めた今年のAPEC首脳会議において安倍総理が述べたとおり、インド太平洋地域における膨大なインフラ需要に応え、地域全体の安定と繁栄を確保するためには、「質の高いインフラ」を通じた地域の連結性の強化が不可欠です。

この点、日本は、2017年から2021年にかけて、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の下、官民合わせて約2000億米ドルを支出しながらインフラ需要に応える取組を進めていきます。この中には、ベトナムにおけるノイバイ国際空港第2旅客ターミナル建設事業も含まれます。

その他、ベトナムにおいて日本は、地域の連結性の向上も念頭に、カイメップ・チーバイ国際港開発計画などの国際港建設計画や、複数の区間における南北高速道路建設計画等を実施してきています。

こうした日本の取組はベトナムに留まらず、アジア、さらには中東・アフリカや太平洋島嶼国でも実施しており、互いの連結性を向上させることにより、これら地域の潜在力を引き出すことが重要です。一方、インフラ開発は、開放性、透明性、経済性、財政健全性等の国際スタンダードに合致する必要があります。過剰な債務はその国の発展を妨げかねません。

ベトナム、シンガポール等のASEAN諸国、インド、スリランカ、バングラデシュ等の南西アジア諸国、中東諸国、アフリカ諸国、太平洋島嶼国が、高度なバリューチェーンで結び付けられた時代を作っていくことで、広域な地域全体の経済的繁栄を促進していくことができます。

(3) 平和と安定

様々な脅威や不確実性の存在に伴い、インド太平洋地域では、安全保障の基盤とも言える、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序が脅かされています。この法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のため、日本は地域の国々の能力構築、とりわけ重要な海上法執行能力構築を中心に力強く支援していきます。

これまで日本は、巡視船の供与の他、海洋状況把握（MDA）能力の強化や沿岸警備当局間の共同演習等を通じて、海上法執行能力構築支援を実施してきました。例えば、昨年11月、日本は米国と共に、フィリピン、ベトナム、インドネシア、マレーシアとの沿岸警備当局間の共同演習を実施しました。こうした演習は、海上法執行能力の強化、ひいては法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に資すると確信しています。

日本としては、引き続き、海賊・海上武装強盗、違法・無報告・無規制（IUU）漁業、海上犯罪・テロ等海洋における違法な活動の根絶に向けて、諸外国が海を守る能力を切れ目なく支援していきます。

このインド太平洋地域の平和と安定という観点からは、北朝鮮情勢についても触れる必要があります。我が国は、米朝首脳会談において、朝鮮半島の「完全な非核化」に向けた金正恩委員長の意思を改めて文書の形で確認したことを、北朝鮮をめぐる諸懸案の包括的な解決に向けた一歩と支持しています。

一方、北朝鮮は、「完全な非核化」に向けた具体的な行動をとっている訳ではありません。同じ域内にあるインド太平洋諸国を含めた国際社会が一体となって米朝プロセスを後押しすることが重要です。こうした観点から、関連安保理決議に基づく措置を引き続き完全に実施しなければなりません。そして、制裁緩和は時期尚早であり、また、洋上の瀬取

りへの対策を含め、「抜け穴」を塞ぐ取組を維持・強化することも重要です。

また、拉致問題の早期解決に向け、インド太平洋地域の皆様の理解と協力をお願いします。

3. 結語

最初に述べたとおり、インド太平洋地域全体の平和と繁栄を確保することが重要であり、その目的達成のため、日本は、「自由で開かれたインド太平洋」の考え方に賛同する全ての国と連携・協力を進めていきます。

自由で開かれたインド太平洋を実現していく上で、鍵となる国の一つが今次会議を主催しているインドです。モディ首相は、シャングリラ・ダイアログにおいて、「SAGAR」のコンセプトを掲げインド太平洋は自由で開かれ包摂性を有する地域であり、法の支配や連結性と共に、ASEANの中心性と一体性の重要性について発言しました。

日本としては、インドや米国、ASEAN諸国を始めとする関係国と連携して、地域の連結性向上に資する各種インフラ案件の推進や、海洋安全保障分野の協力等、具体的取組を進めることによって「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下で目に見える利益を示していく所存です。

(了)